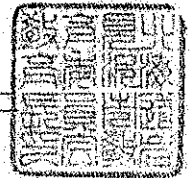




岩教学第222号
令和元年6月7日

岩見沢市立学校通学区域審議会
委員長 前田賢次様

岩見沢市教育委員会
教育長 三角光



諮問書

岩見沢市立学校通学区域審議会条例第2条に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

1. 諮問理由

全国的に少子化が進むなか、岩見沢市においても児童生徒数の減少が続いており、学校の小規模化による教育環境等への影響が懸念されています。

このため、岩見沢市教育委員会では、昨年度、将来における市内小・中学校の適正配置を検討するための基本方針・計画について、「岩見沢市立学校通学区域審議会」に諮問し、平成30年11月に基本方針についての答申を受け、それを基に平成31年1月「岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本方針」を策定しました。さらに、平成31年2月に、基本計画についての答申を受け、平成31年3月「岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本計画」を策定したところです。

基本計画の策定にあたっては、岩見沢の子どもたちの将来を見据えて、望ましい教育環境を提供することを最優先に考え、地域性を活かした学校づくりや特色ある学校づくりを含めて、慎重に議論を進めてきたところです。

教育委員会としましては、今後、この基本計画に基づき適正配置を進めることで、児童生徒数が減少する将来においても、子どもたちにとって望ましい教育環境の提供に努めていきたいと考えております。

つきましては、次の事項について答申を願いたく諮問いたします。

2. 諮問事項

- ・基本計画に基づく適正規模に満たない学校の適正配置について
- ・通学区域（1つの小学校から指定中学校が2校に分かれる小学校区の解消）について

3. 答申期限

令和元年11月